



平成29年 5 月22日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切 直美
(東証・名証第1部 コード番号1878)

株式給付信託（J-E S O P）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」といい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)に対し、金銭を追加拠出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

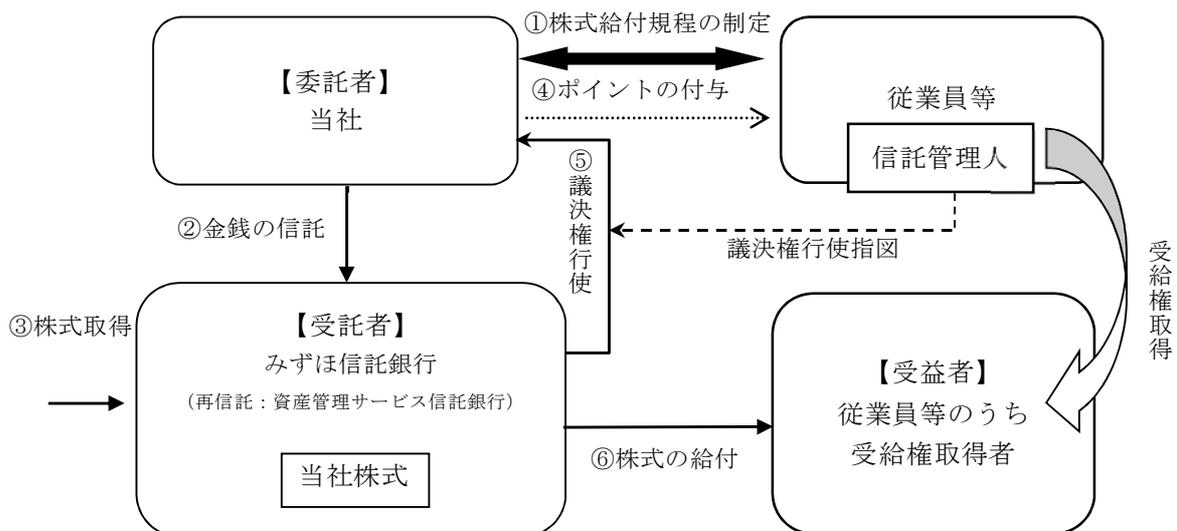
記

1. 本制度の概要及び目的

本制度は、予め当社および当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）が定めた株式給付規程に基づき、当社従業員並びに当社役員を兼務しない子会社役員および従業員（以下「従業員等」といいます。）が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員等に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めることを目的として、本制度の導入を決議し、平成23年9月16日付で導入しております。本制度の概要につきましては、平成23年7月4日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」および平成23年9月6日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。

<株式給付信託（ESOP）の概要>



- ① 当社グループは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員等に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

- ⑥ 従業員等は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。
※本信託は、公益財団法人財務会計機構・企業会計基準委員会が、平成 25 年 12 月 25 日に公開した実務対応報告第 30 号に準じて会計処理します。

2. 追加拋出の理由

当社では、本制度を継続すること並びに当社子会社も制度対象とすることにより、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、主として株式の取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拋出することといたしました。

3. 追加信託の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 追加信託日 | 平成 29 年 6 月 30 日（予定） |
| (7) 追加信託金額 | 2,660,000,000 円（予定） |
| (8) 信託による株式取得日 | 平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 7 月 31 日（予定） |
| (9) 株式取得方法 | 取引所市場より取得 |

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
福田、矢部
03（6718）9068